

## 平成26年度第1回 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成26年8月26日(火) 14:00～
2. 場 所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員 12名(別紙委員名簿参照)  
欠席：江藤委員, 甲斐委員, 中村委員  
市側：農林水産局長 外19名
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 (1) 所属部会の決定について
6. 報 告 (1) 新青果市場整備事業の進捗状況について  
(2) 博多漁港の高度衛生管理基本計画に基づく荷さばき所等の整備について  
(3) 食肉市場における液化天然ガス冷熱の供給停止に伴う代替設備について
7. 会議内容  
農林水産局長あいさつ, 委員紹介, 開設者紹介, 会長あいさつの後, 議事に入る。

### 【議題1 所属部会の決定について】

今年度, 委員1名及び専門委員4名が新たに就任され, 事務局よりこれまでの慣例による所属部会案を説明。会長が事務局案のとおり決定。

### 【報告事項1 新青果市場整備事業の進捗状況について】

事務局より説明

議 長： 事務局から説明がありました「新青果市場整備事業の進捗状況について」の報告について, 何か意見・質問は。

委 員： 新青果市場の開設者の整備部分と, 我々業界の整備する自主整備部分がある。新市場の施設整備における問題点について質問をしたい。

第一に, 卸売場西棟の定温卸売場において, 断熱パネル等の冷却設備を設置する際, 構造上, 建築本体の柱がうまく利用できないことが判明し, 設計変更を行ったことで経費が増加した。また, 冷却設備用ドレン管の埋設について, 開設者から事前調整や確認がなかったために, 最適ルートではない別のルートにおける配管となったため, 費用が増加してしまった。こういった経費の増加が青果物への価格転嫁にならないように, 最終的には業界が負担をしていかなければならないと考えているが, 開設者から事前に説明があれば, 経費が節減できたのではないかと。

第二に, 青果市場会館棟の卸売事務所における壁・床・建具について, 避難安全検証法による設計が必要であったが, 業界側に知識がなかったことから,

現在の設計案のままで十分であるのか開設者と検討中である。今後更に設計等に関する問題を協議していきたいと考えており開設者からの説明を求めていきたい。

第三に、東棟の小口冷蔵庫を自主整備する際に借り入れするが、冷蔵庫を担保とする場合、冷蔵庫の登記が条件となるため、可能であるか検討してもらっている。早急に回答してほしいが、本日の説明は可能であるのか。

第四に、物流センターA・Bについて、事前に開設者からの説明がなかったため、卸売場西棟本体工事から発生する形で工事工程に制約が生じることとなった。現在、物流センターの建設場所は本体工事の資材置き場となっているが、本体工事の進捗状況によっては、物流センターの工事に影響を及ぼすこととなり、また、建築確認申請においては本体工事との関係から時間を要するため、工事期間がタイトになる等の問題が生じるのではないかと。

第五に、西棟の定温卸売場について、今年の3月に行った消防局との打ち合わせにおいて通常の断熱パネルの使用が認められたが、7月の打ち合わせにおいて一転して不燃材でないと使用できない旨の指導を受けた。人事異動で担当が変わったために、結果として生じる事業費の増額は、どこに負担を求めればよいのか。

事務局： 今回の5点の質問に関して新青果市場整備委員会の中で同様の質問を受けたものである。開設者と業界の整備する施設の設計時期が異なっていたことにより、情報交換が不十分となった点、業界要望を受けて設計を変更した点、関係部署との協議により経費が増加した点等について、今後整理し改めて説明を行いたいと考えている。

委員： 設計上の遅れの問題とのことだが、卸売場西棟における法的な問題は説明を行うことが遅れたことによるものではないか。

事務局： 現在これまでの質問に対する整理を行っているが、一例として冷却設備用ドレンの配管に関しては、卸売業者の設計が実施設計で変更となったものであり、その変更時期が本市が本体工事を着手した後であったため、既に着工している工事に対してそのまま卸売業者の設計を反映させることができなかった。今後は質問事項の整理を行い、改めて説明を行いたいと考えている。

委員： 冷却設備用ドレン管のルートについて、事前に協議があれば対応できる設計ができていたのだが、これまでは協議が欠けていた。今後はしっかりと協議の中で説明をして欲しい。登記の問題及びその他の問題はどうか。

事務局： 東棟の小口冷蔵庫は、開設者の施設の中に業界が施設整備をしているが、登記を行うことが可能であるかは最終的に法務局の判断が必要であり、土地家屋調査士を含めて、開設者及び事業主体で法務局と協議し、早急に結論を出したいと考えている。

委員： 結論の時期はいつになるのか。借入を行う段階にきているのに間に合うのか。

事務局： 借入に間に合うように物流センターと協議をしているところである。

また、過去の設計時期の差異による問題については、できるだけ業界に負担がないように協議を進めていきたい。また、資材置き場の件については、物流センターの工程等に影響がないよう密に協議をさせていただき、了解を得たうえで進めていきたい。

委員： 市の敷地の中で市の建築工事が大部分を占めており、その中の一部を業界が自主整備しているため、市の方が調整機能を果たすべきである。市及び業界の建設会社や設計事務所等が協議を行い、定期的に問題を解決する場はないのか。

事務局： これまで、業界施設の設計段階であったため随時実務者レベルでの協議を行ってきたが、現在現場での定例会を含め、定期的な会合を開催している。今後は、業界においても工事に着手するため、現場定例会を含めて総合的な調整を図っていききたいと考えている。

委員： 物流センターの建築確認申請上、卸売場棟との関係で一体的な建築物とみなされるのであれば、改めて確認申請を行わないといけないのか。やらないといけないのであれば、業界はそういった手続には不慣れであるため、工事を進めるためにも市の協力をお願いしたい。

事務局： 建築確認申請は施設ごとに行わないといけない。申請手続きがスムーズに進むように市として業界に色々と協力していきたい。

委員： 先ほど事務局側と業界側で設計時期の相違により情報共有のやり取りが不十分であったとの説明があったが、責任の所在はどちらにあるのか明確にして欲しい。

事務局： 設計時期の相違というのは市が建設を行う卸売場棟等の大きな建物の中に業界が冷蔵庫を整備する、いわゆる出会い帳場の中で同時施工をしていくもので

あるが、整備の計画上、卸売場棟本体の設計が早く、中に入れる冷蔵庫の設計との時期に相違があったということである。このような整備は、今後も色々な調整が必要になってくると考えているので、遅れのないよう、また、コストのかからないように協議を行っていきたいと考えているので、よろしく願いたい。

委員： 情報のやり取りが不十分であるという点について、責任の所在を確認したい。結果として、業界の負担が増えているので、業界の意見をきちんと踏まえていかなければならない。

事務局： 例えば、卸売場棟については、開設者だけが一方的に建設を行う施設ではなく、卸売業者・仲卸業者・小売業者等をはじめ、全体の意見を聴取し、施設の配置、規模等を決定し、設計を行うものである。開設者が進めた設計がある程度進捗しなければ、内部に施設を建設することができない。内部の施設について、全体の設計の後に検討を行うものであるために、スケジュールにおいて齟齬がでてくるものであり、誰に責任があるというのではなく、全体の進捗がそのようなになっているというものであり、理解を求めたい。

委員： 新青果市場の工事における建設資材や人件費の高騰の影響はどのようになっているのか。

事務局： 現在、建設資材については上昇傾向にある。そのため新青果市場について、9月議会に工事契約の変更議案を上程する予定である。

委員： 当初の施設整備費は約180億円であった。そのうち国庫負担が約60億円であったと思うが、建設・施設整備費が社会情勢によって膨れ上がった場合に、国庫補助はどうなるのか。

事務局： 建設費の増について、国からの補助も増額が見込まれるため、国と協議を行っているところである。

委員： 管理運営については、指定管理についてはこれまで検討がなされてきたが、資料10ページの中で課題を4点とし、開設と同時に指定管理者制度を導入することは難しく、今後先行事例の動向を踏まえて検討・判断するとしている。これは大阪府の先行事例を踏まえての判断なのか。

事務局： 全国の中央卸売市場で指定管理者を導入している自治体が、大阪府中央卸売

市場である。平成24年度に導入しており、現在3年目であるため、管理運営の状況及び問題点等を踏まえながら、新青果市場における導入を検討していきたい。

委員： 指定管理者制度について検討を行い、業務整理が困難、経費削減効果の試算が難しい等という課題がある以上、指定管理者の導入は難しいのではないかと。開設者が管理を十分に行うことが重要であることや、市場の役割は市民に安心・安全な生鮮食品を適切な価格で安定的に供給していくことであるため、現在の状況で進めていけばいいのではないかと。今後はどのように検討を行っていくのか。

事務局： 現在、平成27年度末における新青果市場開場に向けての準備に取り組んでいるところであるが、並行して指定管理者導入の検討を行うことは難しいため、開場と同時に指定管理者を導入することは見送る。しかしながら、開場後には新青果市場の管理運営を行いながら、先行事例を踏まえたうえで、改めて検討・判断を行いたいと考えている。

委員： 中継所については、全体手順を確認した後に利用希望調査を行うとのことであるが、現時点での利用見込みはどの程度なのか。利用調査の方法はどのように行うのか。

事務局： 小売業者については、西部市場及び青果市場において、それぞれ半数程度が利用するとのことであり、受注先、料金を明確化した後に改めて組合に調査を依頼する。生産者については、平成20年の調査によると回答者（約200名）の半数程度が利用したいとのことであり、生産者についても荷受の方法、料金等を明確化した後に、改めて卸売業者、生産者団体に調査を依頼することとした。

委員： 跡地処分については、西部市場において、地元からの具体的な要望があるが、青果及び東部市場においては、地元への説明会において出てきた要望はあるか。

事務局： 西部市場においては、地元から要望書が提出されているが、青果及び東部市場については、現在のところ特に出していない。しかし、市長の出前講演会や自治協議会の役員との協議の中では、地域のためになるものをつくってほしいとの意見が出ている。

委員： 市が示した跡地処分の検討の方向性として、行政需要等の対応ということが

あるが、市内にはまだ十分でない施設があると思う。跡地を売却して新市場用地の財源に充てるということがあるかもしれないが、行政需要の把握や地元の要望を把握して、まちづくりという観点から取り組むなど、慎重に跡地計画を進めてもらいたい。

事務局： 市としても、今年立ち上げる検討委員会への地元代表者の参画や地元の方々との話せる機会を設けることも考えている。

委員： 中継所についてであるが、今回初めて具体的なイメージが示されたと考えている。生産者向けの場所は1カ所なのか。もう少しどうにかならないのか。

事務局： 従来通り小売業者、出荷者が利用できるようにと考えている。生産者の近くまで行く巡回集荷を行うかどうかは、今後卸売業者を中心に検討を進めていく。生産者向けの場所は1カ所と決まったわけではないが、西部は生産者も多いため、十分に配慮しながら、運営経費がかからない範囲で、今後も検討を行っていきたい。

委員： 中継所の管理運営については、市が管理を行うのか。使用料についてはどのように考えているのか。

事務局： 中継所は、施設の管理者は開設者とし、運営については、受発注や営業を行う小売業者を中心とする業界関係者で行うように考えている。ただ、仲卸業者に委託することも検討がなされている。

委員： 小売業者向けの施設は実質的に仲卸業者が使用料を支払うということのようだが、生産者向けの施設は誰がどのように使用料を支払うのか。

事務局： 現市場と同様の考え方に基づくが、生産者の商品を卸売業者が預かり販売を行うが、生産者からもらう手数料より卸売場を使用したことに対して卸売業者が施設使用料を支払うことになる。したがって、改めて生産者が施設使用料を支払う必要はない。

委員： 生産者向けの集荷等は卸売業者が行うことになっているのか。

事務局： 施設は効率的に使用するため、同じ施設を小売業者向けと生産者向けで異なる時間帯で活用することを考えている。その際、施設の多くを使用する小売業者が中継所の使用主体になると思われるが、出荷者向けの使用でいうと、例え

ば、集荷用の大型トラックを停めておき、周辺の小口の出荷者がトラック等で持ってきた物を積み替えて、満杯になったら新市場へ配送することになれば、生産者向けの施設使用料としても集荷用の大型トラックと出荷者のトラック数台分の駐車施設分となり、それも、小売業者と使用時間帯で按分することになる。

委員： 今後は、より内容の整理を行って欲しい。中継所は市が設置するが、小売業者用の施設使用料は利用者が負担し、生産者用の施設使用料は卸売業者が支払うとのことであるが、市の負担として施設使用料を安くする等の議論を行っていく必要がある。どのくらいの数量の取引が見込まれるのか。

事務局： 小売業者及び生産者への利用量調査を行わないと規模は分からない。調査を行うためには、集出荷全体の流れを確認した上で、一定の試算をするための最低限の使用料等を算定する必要がある。そして、生産者及び小売業者に対して利用量調査を行い、規模を決定していきたい。施設使用料等についても今後検討を行っていくので、今回は、現在中継所の検討に着手したという報告を行ったものである。

委員： 今後精査していただき、議論を行っていきたい。

議長： 「新青果市場整備事業の進捗状況について」の報告について、他に意見・質問は。

委員： なし

【報告事項2 博多漁港の高度衛生管理基本計画に基づく荷さばき所等の整備について】  
事務局より説明。

議長： 事務局から説明がありました「博多漁港の高度衛生管理基本計画に基づく荷さばき所等の整備について」の報告について、何か意見・質問は。

委員： 事業費の総額について伺いたい。

事務局： 現在、高度衛生管理基本計画の計画書を策定している段階であり、現時点では事業費については提示できない。今後、業界と十分に協議を行い、事業費について確定させていきたい。

議長： 「博多漁港の高度衛生管理基本計画に基づく荷さばき所等の整備について」の報告について、他に意見・質問は。

委員： なし。

【報告事項3 食肉市場における液化天然ガス冷熱の供給停止に伴う代替設備について】  
事務局より説明。

議長： 事務局から説明がありました「食肉市場における液化天然ガス冷熱の供給停止に伴う代替設備について」の報告について、何か意見・質問は。

委員： なし

【その他】

事務局より「平成26年度第2回福岡市中央卸売市場開設運営協議会の開催時期」、「福岡市鮮魚市場経営展望」、「各市場取扱状況」について説明。

議長： 以上を持ちまして、平成26年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。